建設副産物特記仕様書

1. 再生資材の利用

下記資材の使用に際し、再生資材を利用すること。

再	生	資	材	名	規	格	使	用	筃	所	備	考

2. 建設発生土の利用

盛土等に使用する発生土は、下記の工事からの建設発生土を利用すること。

発	注	機	関	工	事	名	発	生	場	所	施	工	会	社:	名	•	連	絡	先	備	考

3. 建設発生土の搬出

工事の施工により発生する建設発生土は、下記により積算している。

搬		出		先	
搬	出	先	地	名	
連		絡		先	
設	計	運搬	距	離	
受	入	. 1	寺	置	
設	計	受 入	費	用	
仮	置場	所 0	つ 有	無	
備				考	

建設発生改良土プラントへ土砂を運搬処理する場合、上表は積算上の条件であり、処理施設を指定するものではない。なお、発 注者が想定している施設と受注者の提示する施設と異なる場合においても設計変更の対象としない。 ただし、現場条件や数量の変更等、受注者の責によるものではない事項についてはこの限りではない。 注) 受入先が建設改良土プラントの場合、搬出先欄には「プラント」と記載し、搬出先地名、連絡先の欄には記入しない。

4. 建設廃棄物の搬出

工事の施工により発生する廃棄物は、下記により積算している。

	, , , , , , , , , , , , ,	. – 0.	/ /		9767676161 HELL 017	12(7) 0 (1 0)	
搬	出する	廃豸	崔 物	名	汚泥		
設	計運	搬	距	離	15.0km		
受	入	時		置	9:00~16:00		
設	計 受	入	費	用	20,000円/m³		
備				考	中間処理施設		

上表は積算上の条件であり、処理施設を指定するものではない。なお、発注者が想定している施設と受注者の提示する施設が異なる場合においても設計変更の対象としない。ただし、現場条件や数量の変更等、受注者の責によるものでない事項についてはこ の限りではない。

5. 舗装切断時の濁水搬出

工事の施工により発生する舗装切断濁水は、下記により積算している。

	T- 07/	ا — تار	-0	, ,,,	<u> </u>	の問えが知りてい	DICK TRACCO O	
設	計	運	搬	距	離			
受		入	時	÷	間			
設	計	受	入	費	用			
備					考			

上表は積算上の条件であり、処理施設を指定するものではない。なお、発注者が想定している施設と受注者の提示する施設が異なる場合においても設計変更の対象としない。ただし、現場条件や数量の変更等、受注者の責によるものではない事項については この限りではない。

- 6. 建設リサイクル法の対象建設工事において、特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了したとき は、法第18条に基づき再資源化等完了報告書を提出すること。
- 7. 自ら産業廃棄物を運搬・処分する以外は、委託契約書の写しを提出すること。

8. 協議について

建設工事発注後に明らかになったやむを得ない事情により、上記の指定や条件によりがたい場 合は、速やかに発注者に報告し、協議すること。